

議案乙第3号

総社市議会委員会条例の一部改正について

総社市議会委員会条例(平成17年総社市条例第220号)の一部を次のとおり改正する。

令和6年3月21日提出

総社市議会議長 村 木 理 英 様

提 出 者

議会運営委員会委員長 頓 宮 美津子

提案理由

議会に係る手続きのオンライン化に対応可能とするなど地方自治法等の改正に伴い、関係条文の整備を行おうとするものである。

総社市条例第 号

総社市議会委員会条例の一部を改正する条例

総社市議会委員会条例（平成17年総社市条例第220号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には、当該移動項（以下「削除項」という。）を削り、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(委員の辞任) 第14条 <u>委員</u>が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならない。</p> <p>(意見を述べようとする者の申出) 第24条 略 2 <u>前項の規定にかかわらず、申出は、委員長が定めることにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第28条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。</u></p> <p>(公述人の決定) 第25条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、<u>前条第1項の規定によりあらかじめ申</u></p>	<p>(議会運営委員及び特別委員の辞任) 第14条 <u>議会運営委員及び特別委員</u>が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならない。</p> <p>(意見を述べようとする者の申出) 第24条 略</p> <p>(公述人の決定) 第25条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、<u>あらかじめ文書で申し出た者及びその</u></p>

改正後	改正前
<p>し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。</p> <p>2 略</p> <p>(委員と公述人の質疑)</p> <p>第27条 委員は、公述人に対して質疑をすることができる。</p> <p>2 公述人は、委員に対して質疑をすることができない。</p> <p>(代理人又は文書等による意見の陳述)</p> <p>第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。</p> <p>(記録)</p> <p>第30条 略</p> <p>2 前項の記録は、議長が保管する。</p> <p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。</u></p>	<p>他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。</p> <p>2 略</p> <p>(委員長等と公述人の質疑)</p> <p>第27条 <u>委員長及び委員</u>は、公述人に対して質疑をすることができる。</p> <p>2 公述人は、<u>委員長及び委員</u>に対して質疑をすることができない。</p> <p>(代理人又は文書による意見の陳述)</p> <p>第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。</p> <p>(記録)</p> <p>第30条 略</p> <p><u>2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名又は押印については、法第123条第3項の規定を準用する。</u></p> <p><u>3 前2項の記録は、議長が保管する。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。